

《立替払請求のインボイス制度対応について》

※※立替払請求もインボイス制度の対象となる※※

消費税の仕入税額控除を行うためには、インボイス制度の6つの要件を満たす請求書・領収書等の添付が必要。
(クレジットカードの売上票や、カード利用代金明細書では要件を満たせない。)

【前提】 * 2023年10月1日以降に納品や役務の提供が完了する取引。

* 科研費は不課税取引。海外取引は不課税取引。

◆学会参加費・学会年会費

課税の学会参加費（非会員の場合など）はインボイス要件を満たす領収書の添付が必要。

学会が適格事業者登録していない場合は、要件①以外を満たす領収書で、経過措置対応となる。

年会費・会員の学会参加費の多くは、対価性がないため不課税。

◆振込手数料

窓口振込・インターネットバンキングにかかる振込手数料はインボイス必要。

⇒各銀行ともインボイス制度対応のweb帳票が出力できるようになっている。本人対応要

ATMにかかる振込手数料は特例に該当するためインボイス不要。ATM帳票のみの添付でOK。

◆宅配便や切手代

送付状には税率等の記載がなくインボイスとして不十分なので、追加でレシート添付が必要。

(コンビニ・郵便局等のレシートは、簡易インボイスとしての要件を満たしている。)

◆タクシ一代

インボイス制度適用のため、レシート（簡易インボイス）が必要。海外の場合は課税外。

◆会議費

手書きの領収書は要件を満たさないので、レシートの添付がベター。

※酒代は立替請求できない。会計を分けてレシート発行してもらうか、請求額から酒代は差し引くこと。

弁当代・お茶代など軽減税率8%対象の場合は、その旨の記載が必要。

◆携帯電話料金・クラウド料金・サブスク使用料 etc.

各社ともインボイス制度に対応した書類が出力できるようになっているので印刷して添付。本人対応要

【適格請求書（インボイス）の記載要件】

- ①取引相手の氏名又は名称及び登録番号（T+13桁の数字）
- ②取引年月日
- ③取引の商品又は役務の内容（軽減税率対象である場合はその旨）
- ④税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分した金額及び適用税率
- ⑤税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥宛名（簡易インボイスの場合、省略可）